

## 定例教育委員会（6 月度）議事録（要点筆記）

### 1. 開会及び閉会に関する事項

○開催日時 令和 5 年 6 月 13 日（火）  
開会 15 時 15 分 閉会 16 時 55 分

○開催場所 直方市役所 6 階第 3 委員会室

### 2. 出席者及び欠席委員の氏名

○出席者 教育長 山本 栄司  
教育委員 篠田 尊徳 中野 昭子  
阿部 英子 内藤 誠治

○欠席者 なし

### 3. 教育長、教育委員および傍聴人を除く外、出席した者の氏名

教育部長	熊井 康之	こども育成課長	加藤 陽子
学校教育課長	石松 敏幸	文化・スポーツ推進課長	長田 正志
学校教育課管理主事	林 教司	教育総務課長	松本 直生
学校教育係長	守田 雄樹	教育総務係長	梅田 賢一

### 4. 教育長の報告

- ① 直方市保幼小中高連携推進協議会第 1 回運営委員会（5 月 10 日）  
コロナ禍により 3 年間イベントが中止となったが今年度は実施の予定で確認
- ② 第 2 回第 5 地区教科書採択協議会（5 月 11 日）  
小学校の教科書採択、当番地区は宮若市
- ③ 定例教育長会（5 月 19 日）
- ④ 北九州地区市町教育委員会連絡協議会役員会（5 月 19 日）  
令和 5 年度は篠田委員が役員会の理事を担当
- ⑤ 直方文化連盟総会（5 月 20 日）
- ⑥ 体育会視察（全中学校）（5 月 21 日）
- ⑦ 直方税務署管内租税教育推進協議会定期総会（5 月 22 日）  
教育長、学校教育課長がオンラインで参加

- ⑧ 北九州地区市町教育委員会連絡協議会総会・研修会〈5月25日〉  
教育長、阿部委員がオンラインで参加
- ⑨ 全小中学校へ詩集（東井義雄：トウイヨシオ）寄贈〈5月26日〉  
東井義雄記念館（兵庫県豊岡市）より寄贈
- ⑩ 運動会視察（5月27日…上頓野小・福地小・中泉小・東小・南小、28日…新入小）
- ⑪ 教育活動評価表に係る教育長面談〈5月29,30日,6月2日〉
- ⑫ 学力向上検証委員会〈5月30日〉
- ⑬ 直方市防災会議〈5月31日〉
- ⑭ 直方市保育協会総会〈5月31日〉
- ⑮ 定例校長会議〈6月1日〉
- ⑯ さすまた贈呈式〈6月2日〉  
直方地区防犯協会（会長：市長）から全小中学校へ1本ずつ贈呈
- ⑰ 直方文化連盟「文連のつどい」〈6月4日〉
- ⑱ 北九州教育事務所学校訪問（6月8日…下境小、12日…一中）
- ⑲ 直方市人権教育推進研修会研究課題学習会総会

5. 議題及び議事の概要

○議案（議案書は別紙）

議案番号	内容	結果
主管課	趣旨	
議案第5号	6月補正予算について	可決
各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病児保育に関する補助金</li> <li>・保育所整備、給食副食費補助金、給食支援事業補助金等</li> <li>・直方二中の福岡学力推進事業の拠点校指定に伴う計上</li> <li>・小学校の水道の緊急修繕</li> <li>・賄材料費の増額計上</li> <li>・電子黒板の導入に伴う購入費用や造作費用</li> <li>・文化財の調査費用</li> </ul> ※詳細は資料を参照	

議案第6号	公民館運営審議会委員の委嘱について	可決
文化・スポーツ推進課	前任者の退任に伴う委嘱 ※詳細は資料を参照	

議案第7号	社会教育委員の委嘱について	可決
文化・スポーツ推進課	前任者の退任に伴う委嘱 ※詳細は資料を参照	

議案第8号	図書館協議会委員の委嘱について	可決
文化・スポーツ推進課	前任者の退任に伴う委嘱 ※詳細は資料を参照	

○協議事項

令和4年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について【各課】

※詳細は資料を参照

阿部委員 いじめや不登校の対応に関し、不登校児童の目標値についてどのような設定を考えていますか。

石松課長 県の平均値を基準と前年度の実績から目標値を設定しています。目指す

ところはゼロですが、今後も段階を踏みながら数値を設定したいと考えています。

教育長 巡回相談の実績値はコロナ禍でればもっと高くなっていますか。

加藤課長 申込自体はあるのですが、園まで足を運ぶことが難しかったです。

教育長 巡回相談の体制は保健士と臨床心理士が同行して行っていますか。

加藤課長 そうです。事前に打ち合わせの後、現地（園）を見て判断の上で提案を行うという流れです。

阿部委員 故郷の歴史と文化の評価について、回数と人数が大きく上回っている  
のでAとなるのではと思いますが。

長田課長 理解の浸透度合いを基準に判断し、厳しめの評価となっています。

教育長 音楽について広報をしっかりとやらないと、と説明がありましたが、広  
報のやり方を変える具体的な考えはありますか。

長田課長 申請側からの情報提供もあるのでタイミングが遅れて市報に間に合わ  
ないということがありました。

教育長 やっていることだけでなく、中身が伝わるといいと思います。

中野委員 中央公民館の講座について、高齢化が課題となっているが、高齢者以  
外の設定年代はどうしていますか。

長田課長 50歳以上で設定しています。その世代が参加するには仕事をされて  
いる方もいるので難しいと思っています。

中野委員 講座のある時間帯は働いているので難しいと思います。高齢者が外出  
する場があるのは家の中に一人であるよりも健康長寿につながるの  
とても素晴らしいことと思います。私が参加している講座では皆熱心  
に受けています。多くの方が利用できるよう、今後もより一層の努力  
をお願いします。

篠田委員 昨年、谷尾美術館でお寺のイベントを開催しました。谷尾美術館は施  
設として興味深いものでしたが駐車場の不足が気になりました。施設  
が魅力的なのに勿体ないです。駐車場の対策は具体的に考えています  
か。

長田課長 問題は把握しています。今後解決を図りたいと考えています。

教育長 谷尾美術館に限らず直方市の施設については駐車場の利便性の向上が  
課題と認識しています。

○報告事項

[報告第 14 号] 令和 5 年度直方市教育委員会学校訪問実施要項について

【学校教育課】

(案) の理由は議会スケジュールの関係で調整中のため

※詳細は資料を参照

[報告第 15 号] 直方市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金交付要綱

【子ども育成課】

第二子無償化に対する企業主導型保育施設（もち団子村、ひなた）の支援に関する要綱の整備

※詳細は資料を参照

篠田委員 企業主導型保育施設の地域枠の利用の現状はどうでしょうか。

加藤課長 具体的な数字では把握できていません。地域枠の方の利用はかなり少ないと認識しています。

篠田委員 地域枠の利用者に対しては認可と同様の扱いをするのでしょうか。例えば給食支援事業補助金の場合、直方市内の保育園等は補助の対象となっていると思いますが、この施設も対象となっているのでしょうか。

加藤課長 認可の保育所ではないので予算の対象外の施設となっています。今回の交付要綱では、直方市は地域枠に限らず第二子でも無償化することとしており、どの施設に入っても第二子を対象とする内容で整備しています。

篠田委員 企業主導型保育施設は、黒字になっても無理に保育園に還元せずに企業全体の中で運営費用を融通すればよいと聞いています。保育園に対する補助事業であったとしても企業運営に資金が回ってしまう可能性があるのでは慎重に扱う必要があるのではないかと、という懸念を持っていました。しかし、今回の交付事業は企業ではなく保護者に交付するものと理解したので問題ありませんが、企業主導型の保育園に市が支援するのは慎重に考えた方がよいのではないかと思います。私ももう少し企業主導型保育施設について勉強しなくてはならないと思っています。

教育長 利用者の数は後で提示できますか。

加藤課長 聞き取り後に提示することになります。

教育長 地域枠の利用が少ないということですが、その認識でいいですか。

篠田委員 認可外の園は何かあった場合に教育委員会の管轄とは別のものと考えていいのでしょうか。例えば、監査は国が行うのでしょうか。

加藤課長 企業主導型保育施設は国の直轄の認定施設で、市が認定するものではありません。

[報告第 16 号] 令和 5 年度直方市保育所等給食支援費補助金交付要綱

【こども育成課】

※詳細は資料を参照

[報告第 17 号] 令和 5 年度直方市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

【こども育成課】

※詳細は資料を参照

[報告第 18 号] 直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

【こども育成課】

※詳細は資料を参照

中野委員 ベビーシッターの内容について、ベビーシッターの自宅に連れていく  
ものでしょうか、それとも幼児のいる家に訪問するものでしょうか。  
加藤課長 前者です。

[報告第 19 号] 直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

【こども育成課】

子供たちの所在を確実に把握すること

※詳細は資料を参照

[報告第 20 号] 直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

【こども育成課】

子ども家庭庁の設置に伴う文言の修正

※詳細は資料を参照

[報告第 21 号] 給食費の支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について

【教育総務課】

※詳細は資料を参照

中野委員 分割が認められない理由はどうしてですか。

松本課長 これは、期限が過ぎており分割計画も立てられてないまま提起することになったものです。既に分割が認められない段階にまでなってしまった事案で、もし分割で支払うとなったとしても、その通りに履行されることが極めて稀なため全額支払いを求めることとしました。ただし、裁判所の仲介による和解により分割となった場合はその選択肢もあり得ると考えています。

中野委員 先方の支払い能力が分からないのですが、時間が経過すればするほど主訴費用等の負担が付加されるなど金額が上がっていくことになり、本当に支払えるのかが気になったため質問しました。

松本課長 裁判の進み方によっては和解や仮執行で対応することもあり得ると考えています。

篠田委員 子供には影響はないのでしょうか、その点は配慮をお願いしたい。

教育長 はい、わかりました。

○その他

●7月行事について【学校教育課】

中野委員 「アントレプレナーシップ教育」とはどのようなものでしょうか。

林主事 次回ご説明します。

●教科書採択について

教科書見本の確認日を設定（7月10,11日）

●小中学校給食費の無償化について

今年度も昨年度と同様「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、2・3学期の学校給食費無償化を実施予定（6月議会議決後確定）

●会議録署名委員の指名について

中野委員を指名

6. 閉会

(署名)  
直方市教育委員会教育長

---

(署名)  
直方市教育委員会教育委員

---